

香美市移動支援事業の手引き

適用開始 令和6年8月1日から

香美市福祉事務所

目次

1	事業目的	1
2	利用対象者	1
3	対象となる外出	2
4	対象とならない外出	2
5	支援内容	2
6	利用量の基準	4
7	サービス利用料、サービス単価（委託料）	4
8	移動支援事業者	5
9	利用申請	8
10	申請・お問い合わせ先	9
質問応答集		10
各種様式		16

1 事業目的

外出困難な在宅の障害者等に対し、移動の手段を確保するための支援を行うことにより、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図り、もって福祉の増進に寄与する。

2 利用対象者

香美市に在住しており（居住地特例により援護市町村が香美市である者を含む。）、以下の障害者又は難病等に罹患している者でアに該当する者又は障害児でイに該当する児童の保護者のうち、AからEのいずれにも該当しない障害者等の方が利用できます。ただし、D又はEに該当する障害者等で、介護者が病気等（就労は除く）の一時的な理由により付き添えない場合を除きます。

ア 調査項目「移動」、「食事」、「排尿」、「排便」、「危険の認識」、「買い物」、「交通機関の利用」、「コミュニケーション」、「説明の理解」、「読み書き」のうち、いずれかの項目で何らかの支援又は支障があると認定されている者

イ 調査項目5領域 11 項目のうち、「入浴」以外におけるいずれかの項目で支援が必要とある認定されている者

- A 障害福祉サービス又は障害児通所支援に係る支給決定を香美市以外の市町村から受けている者
- B 「施設入所支援」、「福祉型障害児入所支援」又は「医療型障害児入所支援」いずれかの支給決定を受けている者
- C 「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」の支給決定を受けている者又は支給決定可能な者
ただし、利用可能な事業所がない場合を除く。
- D 介護保険の入所施設（特別養護老人ホームや介護型有料老人ホーム当等）を利用されている障害者
- E 小学生以下の障害児

ただし、保護者が疾患や障害等の理由から介護力が欠如している場合で、社会通念上必要不可欠と認められる外出に限っては利用できます。

ここでの障害者等とは、以下の a から d のいずれかの条件に該当する者を指します。詳しくは、6 ページ「9 利用申請」を確認ください。

- a 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者
- b 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は同等である者
- c 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）に罹患している者
- d 児童福祉法に規定する障害児

3 対象となる外出

(1) 社会通念上必要不可欠な外出

行政機関や金融機関での手続きや公共料金の支払、冠婚葬祭、日用品の買い物などが該当します。

(2) 社会生活又は余暇活動を充実させるための外出

散歩や娯楽施設への移動、趣味等のための外出同行などが該当します。

4 対象とならない外出

(1) 居宅介護（通院等介助）に該当する外出

医療機関への通院、行政機関での公的手続き又は障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談が該当します。ただし、目的地が医療機関等であった場合でも、居宅介護（通院等介助）の支給決定とならないような場合は、個別に協議することとなります。

(2) 介助者を伴う外出

利用者の親族など介助者を伴う外出は、原則として対象外となります。また、事業所から派遣された職員が利用者の配偶者又は2親等以内の親族（姻族を含む。）の関係にある場合も対象外となります。

(3) 通勤・営業活動等の経済活動に係る外出

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている方は、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」における通勤支援をご検討ください。ただし、住所地や就労先の変更に伴う自立に向けての訓練的支給として、1ヶ月を上限に利用できます。

(4) 通年かつ長期にわたる外出

ア 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（幼稚部を除く）への通学

イ 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスもしくはこれらに準ずるサービスを提供する事業所または施設への通所

ウ 日中活動系の障害福祉サービス事業所への通所

エ 短期入所施設や日中一時支援事業所への移動

ただし、介護者が病気等（就労は除く）の一時的な理由により付き添えない場合に3ヶ月を上限として利用できるものとする。

また、自立に向けての訓練的支給として、住所地や通学、通所先の変更に伴う支援として、1ヶ月を上限に利用できます。

(5) 社会通念上適切でないと認められる外出

ギャンブル、公序良俗に反する外出、布教活動、選挙運動や政治活動といったものが該当します。

5 支援内容

外出が困難な在宅の障害者等が社会参加等に必要な外出ができるよう、香美市と契約している事業所の職員（以下、「ガイドヘルパー」という。）による移動の支援を行います。香美市との委託契約を締結していない事業所の利用はできません。契約済みの事業所は、ホームページで公開しています。

移動支援サービス内容としては、以下のようなものが該当します。

(1) 外出の準備に伴う短時間（30分未満）の支援

健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等といった支援が該当します。

(2) 移動に伴う支援

乗降介助、交通機関の利用補助、見守りといった支援が該当します。

徒歩又は公共交通機関を利用しての移動が原則となります。タクシー（介護タクシー含む）の移動も可能ですが、常に座位を保持し続ける必要があるなど障害特性上必要な場合を除き支援時間に含まれません。

事業所又は利用者等の所有する車両をガイドヘルパー自身が運転して移動する場合は、目的地への運送のみを支援内容とする利用はできません（５（４）に示す外出先での支援又は移動中も運転手とは別途介助者による介助を常時実施するなど移動支援サービスの一部として実施する必要があります。）。

※ガイドヘルパー自身が事業所等の車両を運転して、利用者を運送するにあたっては、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（令和６年３月１日国自旅第 359 号各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）」を踏まえ、適切な体制の下に実施すること。サービス提供の内容によっては、道路運送法上の許可又は登録が必要となります。

(3) 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援

代読、代筆等といった支援が該当します。ただし、本人による署名が必要な書類等への代筆はできません。

聴覚障害者の方でコミュニケーション支援のみを必要とする場合は、香美市意思疎通支援事業（手話通訳者、要約筆記者の派遣）をご利用ください。

(4) 外出先での必要な支援

入浴介助、排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、物品等の購入支援といった支援が該当します。ただし、入浴介助については、スーパー銭湯や温泉などレジャー施設における介助である必要があります。自宅に浴室がない又は十分な介助が行えないといった理由から、居宅介護（身体介護）の代わりとしての入浴介助は対象外となります。

(5) 外出から帰宅した直後の短時間（30 分未満）の対応支援

更衣介助、荷物整理等といった支援が該当します。

具体的は、下表５－１のような支援を受けることができます。ただし、利用される事業所によっては提供できない支援もあります。

表５－１ サービス例示

項目	利用できる支援	利用できない支援
文化活動 趣味 娯楽	習い事や冠婚葬祭に係る移動 美術館、映画、カラオケ、動物園、コンサート 等の娯楽施設、イベント会場への移動及び移動 先施設（敷地）内の移動	

項目	利用できる支援	利用できない支援
金融 機関等	施設までの移動及び窓口までの移動 メモの代筆	預金の引き出し、金銭の取扱い 代筆、代読（どちらも金融機関等の職員 に依頼ください。）
買い物	店舗への送迎及び店舗内の移動の支援	買い物の代行
政治 宗教	神社、仏閣、教会での参拝、礼拝に係る移動 投票、演説会の聴講に係る移動	布教活動 選挙運動、代理投票
運動	自宅周辺の散歩	居宅内での運動支援 伴走や水泳などのトレーニングの支援 リハビリ支援
旅行	旅行地までの往復移動及び旅行地での移動	
代筆 代読	外出先でのメモ代筆や代読	契約行為に伴う代筆 書籍の読み聞かせにあたるような代読
そのほか	外出前の更衣 排せつ介助	

6 利用量の基準

移動支援事業の利用にあたっては、社会的資源の公平な利用の観点から移動内容毎に利用量には、標準利用量と上限利用量を下表 6－1 のとおり設けております。

表 6－1 利用量上限

移動内容	標準利用量	上限利用量
基本部分 ・社会通念上必要不可欠な外出 ・社会生活又は余暇活動を充実させるための外出	30 時間／月	50 時間／月
特例部分 ・「4 対象とならない外出(3)ただし書き」に該当する外出ほか	個別の利用決定にて定める	

7 サービス利用料、サービス単価

(1) サービス利用料

サービス利用料は、サービス単価の 1 割となります。ただし、表 6－1 に示す標準利用量の範囲内の利用については、利用者の世帯の当該年度分の市町村民税額によって表 7－1 に示す月額上限負担額が設けられています。生活保護世帯の者を除き、表 6－1 に示す標準利用量を超過した場合の利用料負担は、表 7－1 に示す月額上限負担額の上限額に関わらず 1 割を利用者が負担するものとし、上限利用量を超過した利用については、全額利用者が負担するものとする。

なお、利用者本人の交通費や食費等の実費及びガイドヘルパーの食費を除く交通費や入館料等の実費は、原則全て自己負担となります。

表 7-1 月額上限負担額

世帯の収入状況	利用者負担額	月額上限負担額 (障害者)	月額上限負担額 (障害児)	備考
生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	
住民税非課税世帯* 1	0 円	0 円	0 円	標準利用量
市町村民税課税世帯 (所得割額が16万円未満)	サービス単価の1割	9,300 円	4,600 円	を超過して 利用した分
市町村民税課税世帯 (所得割額が28万円未満)	サービス単価の1割	37,200 円	4,600 円	は、月額上限 負担額の適
その他の世帯	サービス単価の1割	37,200 円	37,200 円	用外

* 1 : その属する世帯（障害者にあつては、本人とその配偶者のみ）のすべての世帯員が移動支援事業を利用する年度の
前年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の
規定によって課する所得割を除く。以下同じ）が課されていない者又は当該市町村の条例で定めるところにより
当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）
である世帯

* 2 : 市町村民税所得割の計算にあたっては、平成 22 年税制改正前の所得控除を用い、「住宅借入金等特別税額控除」
（地方税法附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2）及び「（ふるさと納税制度による）寄附金税額控除」（地方税法
第 314 条の 7）による税額控除前の所得割額で判定を行う。

(2) サービス単価

サービス単価は、基本部分を 1,400 円/30 分とし、支援時間が 20 分を超える場合は 30 分としてみ
なします。

支援時間が午後 7 時から午前 7 時に及ぶ場合は、1,000 円を加算する。ただし、本加算は 1 日（0 時
から 24 時までを 1 日とみなす。）に付き 1 回までとなります。

同時に 2 人のガイドヘルパーが支援した場合は、それぞれが支援した時間に応じて所定の単価を算
定します。交代で支援した場合の待機時間やタクシー等の車両での移動中は、1 人分しか支援時間とし
て算定できません。

8 移動支援事業委託契約及び請求

サービスを提供する事業者は、あらかじめ香美市と委託契約をする必要があります。契約済みの事業所
は、ホームページで公開しています。

未契約の事業所が移動支援サービスの提供を行った場合には、委託費をお支払いすることが出来ま
せんのでご注意ください。

(1) 契約締結

未契約の事業者が契約するには、所定の申請書に必要となる書類を添付して、香美市福祉事務所社会
福祉班まで申請してください。契約期間は、契約日から契約日の属する年度末までとなります。申請に

必要な書類一式は、表 8－1 のとおりとなります。各種書類の様式は、香美市のホームページからダウンロードできます。

表 8－1 提出物一覧

項目	様式等	提出書類	備考
1	様式第 1 号	登録申請書	
2	—	高知県、高知市等が発行する事業所指定通知書の写し	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定居宅介護事業、指定同行援護事業者、指定行動援護事業 ②介護保険法に基づく訪問介護事業
3	—	定款又は条例等並びに登録証明	事業に関する記載が必要。 記載例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業・日中一時支援事業 ※各々、原本証明の記載・日付・法人代表者印（無ければ代表者名印）の押印
4	参考様式 1	管理者経歴書	
5	参考様式 1	サービス提供責任者経歴書	資格要件は、項目 2 で指定を受けている各事業と同じ
6	—	資格証、研修修了証の写し	項目 4、5 の経歴書に記載の資格等を証明する資格証の写し、講習等の修了証書の写し
7	—	従事する職員の勤務体制及び勤務形態一覧表	事業開始予定月の内容を記載ください。
8	—	運営規程	規定が必要な項目については、以下の項目となります。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 利用者に対して行う支援の内容並びに利用者から受領する費用及びその額 5 通常の事業の実施地域 6 緊急時等における対応方法 7 事業の主たる対象者とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 8 虐待の防止のための措置に関する事項 9 苦情解決 10 その他運営に関する重要事項

項目	様式等	提出書類	備考
9	—	重要事項説明書・契約書	申請に際して、提出は不要ですが、契約者に対して必ず交付すること。
10	参考様式 2	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	重要事項説明書において、事業所の苦情相談窓口に関して利用者に周知すること。
11	参考様式 3	主たる対象者を特定する理由等	主たる対象者を特定する場合のみ提出が必要です。
12	—	事業計画書	
13	—	収支予算書	事業開始予定月から 1 年間の内容を記載ください。また、申請事業にかかる収入見込みについて、算出根拠を資料空白部等に記載ください。

申請する事業者は、高知県又は高知市から障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）としての指定を受けている必要があります。

契約更新については、香美市福祉事務所から更新手続きの案内があります。高知県又は高知市から必要となる障害福祉サービス事業所の指定が確認できない場合は、未契約である事業者と同じく所定の登録申請書に必要な書類の提出をお願いすることとなります。

(2) 請求

移動支援サービスを提供した事業所は、実績記録票を付した請求書、請求明細書をサービス提供の翌月 10 日までに、香美市福祉事務所社会福祉班へ提出してください。提出後 2 週間を目途に、指定の口座に委託料を振り込みます。支払い方法は、口座振り込みのみとなります。

請求書及び明細書については、所定の様式での提出ください。

タクシー等の車両での移動中や施設内での支援時間の算定方法については、居宅介護（通院等介助）の考え方に準拠してください。事業所又は利用者等の所有する車両をガイドヘルパー自身が運転して移動している時間は、支援時間とみなされません。

請求書一式は、香美市のホームページからダウンロードできます。

9 利用申請

(1) サービス利用の流れ

移動支援サービスの利用の流れは、下表のとおりとなります。

表 9－1 サービス利用の流れ

	実施主体		
	利用者	移動支援事業所	香美市
サービス利用の流れ	①利用申請		
	②調査、確認		
	③利用（却下）決定		
	④契約締結		
	⑤サービス利用	⑤サービス提供	
	⑥利用者負担の支払い		
	⑦請求		
	⑧委託料支払い		

① 利用申請

移動支援サービスを利用したい障害者等による香美市役所福祉事務所社会福祉班への申請

② 調査、確認

市による申請者の身体等の状況や利用目的、利用希望時間といったことの調査、確認

③ 利用決定

市による利用決定（却下）を申請者に通知

④ 契約締結

（利用決定通知書の受け取り後）移動支援サービス利用者と移動支援事業所との移動支援に係る契約締結

⑤ サービス利用（提供）

⑥ 利用料の請求、支払い

移動支援事業所からサービス利用者への利用料の請求とその支払い

⑦ 請求

移動支援事業者による市への委託料の請求

⑧ 委託料支払い

市による移動支援事業者への委託料の支払い

(2) 利用申請

利用申請にあたり所定の申請書に付す必要のある書類は下表 9－2 のとおりです。

表 9－2 利用申請書類一覧

区分	必要となる書類（いずれか 1 つ）
ア 障害者福祉サービス 又は障害児通所支援の支給決定者	・福祉サービス受給者証
イ 身体障害者	・身体障害者手帳
ウ 知的障害者	・療育手帳
エ 精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳 ・精神障害を自由とする年金を現に受けていることを証明する書類（年金証書等） ・精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る） ・医師の診断書（精神障害者であることが確認できる内容であること）
オ 難病等の患者	・医師の診断書 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知書等
カ 障害児（上記アからオに該当しない 18 歳未満の児童）	・特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 ・医師の診断書（精神障害又は発達障害が確認できる内容であること）

10 申請・お問い合わせ先

香美市役所福祉事務所社会福祉班

住 所 782-8501 香美市土佐山田町宝町一丁目 2 番 1 号

電 話 番 号 0887-53-3117

FAX 番号 0887-53-1094

質問応答集

1 支援内容、利用決定についての質問

質問1	移動支援で通院の介助など居宅介護（通院等介助）に該当する外出は認められますか。
回答	「4 対象とならない外出」にあるように、通院は居宅介護（通院等介助）を利用させていただきます。 ただし、日中活動支援事業所からいったん自宅に戻り、通院先等へ向かうことが不合理な場合で、申請時に予め届け出たうえで支給決定を受けている通院先等へ向かう場合は、移動支援事を利用することができます。この場合、通院先等から自宅までの移動は、居宅介護（通院等介助）を利用させていただくこととなります。また、日中活動支援事業所の職員の付き添いがある場合や再度日中活動支援事業所へ戻るような場合は利用できません。

質問2	移動支援で通院の介助など居宅介護（通院等介助）に該当する外出において、短時間コンビニ等へ立ち寄る場合は、移動支援、居宅介護（通院等介助）のどちらを利用することとなりますか。
回答	居宅介護（通院等介助）を利用させていただくこととなります。

質問3	通所先や通勤先から社会参加の目的等での移動支援を利用できますか。
回答	移動支援の出発地の指定は特に定めておりません。利用目的と利用決定されている利用量の範囲内であれば、利用できます。 ただし、通所や通勤先からの帰宅を主な目的とした利用はできません。 また、移動支援の開始場所と終了場所が異なる場合、ガイドヘルパーが支援開始場所又は事業所へ戻るまでの移動手段を調整しておく必要があります。

質問4	障害児が学校の帰りに図書館や習い事に行く場合、移動支援を利用することはできますか。
回答	介護者が病気等（就労は除く）の理由により付き添えない場合を除き、小学生以下の障害児は、原則として移動支援事業を利用できません。 中学生以上の障害児については、利用決定されている利用量の範囲内であれば、利用できます。ただし、保護者を伴っての移動支援は利用できません。

質問5	学校行事で外出する際に移動支援を利用することはできますか。
回答	学校行事は、授業の一環であることから、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

質問6	学校の送迎、バス停までの移動支援は利用できますか。
回答	通学とみなされますので、「4 対象とならない外出」に該当します。

質問7	目的地のみでの支援はできますか。
回答	目的地が移動支援の対象となる場所であれば、目的のみでの支援であっても利用できます。 ただし、「預かり行為」と考えられる場合は、利用対象外となります。

質問8	自宅での余暇活動等への支援は対象となりますか。
回答	外出を支援するための制度であることから、対象外となります。 近所の親類宅での支援など「預かり行為」と考えられる場合も対象外となります。

質問9	宿泊を伴う旅行に移動支援を利用できますか。
回答	宿泊を伴う旅行であっても、目的地までの往復の移動及び目的地での移動に伴う移動支援は利用できます。 ただし、指定された標準利用量又は上限利用量を超過した場合は、利用料が増加することとなりますので、ご注意ください。また、ガイドヘルパーの旅行費用や食事代等については、利用者と移動支援事業所との私的な取り決めによることとなります。 なお、移動支援事業所に宿泊を伴う移動支援を義務付けているものではありません。

質問 10	施設入所中の者が一時的に自宅に帰る場合、移動支援を利用することはできますか。
回答	施設入所中については、外出支援も含め施設職員が対応することが前提となるため、原則は移動支援の対象外となります。ただし、施設入所者の状況等を考慮したうえで、「一時的な帰宅が必要である」と判断される場合で、介護者が病気等（就労は除く）の一時的な理由により送迎できない場合には、入所施設から自宅への往復の移動及び自宅滞在中の移動について、移動支援を利用することができます。

質問 11	医療機関に入院中の者が一時的に自宅に帰る場合、移動支援を利用することはできますか。
回答	介護者が病気等（就労は除く）の一時的な理由により送迎できない場合に、公共交通機関等を利用して自宅へ移動する場合には、移動支援を利用することができます。 ただし、タクシーや福祉有償運送を利用される場合や介助者が同伴する場合（介助者の運転する自家用車での移動など）は、原則利用できません。

質問 12	複数人での外出にあたり、移動支援を利用できますか。
回答	主たる介護者（両親や同居の家族など）との外出については、利用できません。

(2)利用申請についての質問

質問 1	利用申請から利用開始まで、どの程度の期間を要しますか。
回答	利用申請から利用決定まで2週間程度を要します。 更に実際に利用するには、利用決定後委託先事業所と利用者間で契約を締結していただく必要があります。

質問 2	利用したい移動支援事業所が香美市と契約できていません。どのようにすれば、よろしいですか。
回答	利用を希望されている事業所と香美市が契約を締結する必要がありますので、事業所に対して、香美市と契約を締結するように依頼してください。 契約にあたり、必要となる書類等は、香美市ホームページに掲載されています。

質問 3	利用申請にあたり、サービス等利用計画案の提出は必要ですか。
回答	計画相談支援（又は障害児相談支援）の支給決定の見込み又は決定済みの場合は、提出するサービス等利用計画案に利用する内容記載してください。

質問 4	65 歳となり、市外の介護保険施設へ入所となった場合は、利用できますか。
回答	市内、市外を問わず在宅生活者として取り扱う施設（グループホーム等）を利用されている場合は利用できますが、入所施設（特別養護老人ホームや介護型有料老人ホーム等）へ入所された場合は、原則利用できません。 ただし、施設入所者の状況等を考慮したうえで、「一時的な帰宅が必要である」と判断される場合で、介護者が病気等（就労は除く）の一時的な理由により送迎できない場合には、入所施設から自宅への往復の移動及び自宅滞在中の移動について、移動支援を利用することができます。

(3) 請求についての質問

質問 1	タクシーといった車両等での移動中の支援時間の算定は可能か。
回答	公共交通機関での移動中以外は、原則、算定時間の対象外となります。 ただし、道路運送法の許認可を得た事業所が、移動支援を行うガイドヘルパーとは別に運転手を派遣し、本事業とは別に運送業として運送している場合やタクシー内において、ガイドヘルパーによる利用者への支援が必要な場合は、移動中の時間も算定できます。 介護タクシーの運転手による支援がある場合も算定できません。 また、支援対象者による自動車又は自転車の運転を伴う外出についても移動支援は利用できますが、運転している時間は、支援時間とはみなされません。

質問 2	ガイドヘルパーが事業所等の車両を運転して、利用者を運送することはできますか。
回答	車両を運転しての輸送を無償で提供する場合については、道路運送法上の許可、登録がなくても運送することは可能です。運送に対して本事業に定める利用料とは別途、単価表などを定めて料金等を収受する場合は有償とみなされます。 また、支援内容がガイドヘルパーによる車両の運転による目的地への移動のみの場合は、本事業を利用できません。目的地での支援や移動中も運転手とは別途介助者による介助を常時実施するなど移動支援サービスの一部として実施する必要があります。 なお、ガイドヘルパーの運転による運送の実施については、各事業所においてその実施を判断するものであり、実施が必須とされているものではありません。運送に当たって必要となる燃料代や補償、保険料について双方同意のうえ実施してください。
質問 3	事業所から支援開始場所までの移動時間、支援終了場所から事業所までの移動時間は、算定できますか。
回答	算定できません。

質問 4	娯楽施設等の滞在中は移動支援の対象となりますか。
回答	施設内での移動や排泄等の介助、その他身体介護については、移動支援の対象となります。ただし、利用者が施設等を利用している待ち時間や一緒に食事をしているのみの場合は、支援提供時間として算定できません。また、施設等の利用にあたっての支援は、施設側職員が実施することが基本となります。 なお、障害特性により、常に見守りが必要な利用者に対する見守りを実施している時間など常時支援が行える状態にある必要がある場合は、支援時間として算定できます。

質問 5	宿泊を伴う旅行に対する移動支援の算定時間はどのようになりますか。
回答	宿泊を伴う旅行であっても、目的地までの往復の移動及び目的地での移動に伴う支援については、移動支援として算定することが認められます。ただし、介護を必要としない待機時間や就寝時間等は算定対象となりません。

質問6	サービス提供の途中にガイドヘルパーを交代することは認められますか。
回答	事前に利用者の了解がある場合は、ガイドヘルパーの途中交代が認められます。 ただし、支援時間の算定は、単独の職員が実施したものとみなして算定してください。

質問7	待ち時間が発生し、支援をいったん中断した後に再開した場合の支援時間の算定方法は、どのようになりますか。
回答	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う事実上の留意事項（平成18年10月31日障発第1031001号）」にある「居宅介護の所要時間について」と同じ取り扱いとします。

質問8	ガイドヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか。
回答	原則として徴収することはできませんが、出発地から目的地までの移動支援といった場合に、目的地から事業所又は出発地までの移動に要する交通費を徴収することは可能です。ただし、予め利用者に対して説明を行い、同意を得るようにしてください。

質問9	複数日にわたる利用があった場合の時間の算定方法と委託料はどのように計算しますか。
回答	0時から24時までを1日とみなすことから、例えば、午後10時50分から翌日の午前2時10分まで支援した場合の委託料は、午後10時50分から午後12時までの70分で2,800円と加算の1,000円、午前0時から午前2時10分までの130分で5,600円と加算の1,000円で、総額10,400円となります。

質問10	ガイドヘルパーを2人で支援した場合の委託料はどのように計算しますか。
回答	同時に2人のガイドヘルパーが支援した場合は、それぞれが支援した時間に応じて所定の単価を算定します。ただし、交代で支援した場合の待機時間やタクシー等の車両での移動中は、1人分しか支援時間として算定できません。

質問1 1	複数の事業所と契約している利用者からの利用料の徴収は、どうなりますか。
回答	複数の事業所と契約予定の利用者からの申請があった場合（生活保護世帯の利用者を除く。）は、契約予定の事業所と調整のうえ、上限管理事業所を指定したうえで利用決定を行います。 上限管理事業所に指定された事業所は、利用者の利用状況を確認し、決定されている月額上限負担額を超えないように利用料の徴収を実施してください。 なお、上限管理に係る経費は、報酬として算定されません。

各種様式

(1) 香美市移動支援事業利用申請書（様式第1号）

様式第1号(第5条関係)				
年 月 日				
香美市移動支援事業利用申請書				
香美市長 様				
香美市移動支援事業実施要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。				
記				
利 用 者	フリガナ		生 年 月 日	
	氏 名			
	居 住 地	香美市 ☐ 土佐山田町 ☐ 香北町 ☐ 物部町		
フリガナ			生 年 月 日	
支給申請に係る児童氏名			続 柄	
他の移動支援に係る福祉サービス利用の有無		☐ 居宅介護（通院等介助） ☐ 重度訪問支援介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 重度障害者等包括支援		
他の入所型福祉サービス利用の有無		☐ 施設入所支援 ☐ 療養介護 ☐ 共同生活援助 ☐ 障害児入所支援		
利用中の介護サービス				
申 請 す る 支 援 の 内 容	区分	内容（外出目的とその頻度、1回あたりの外出予定時間など）		
	社会通念上必要不可欠な外出			
	社会生活又は余暇活動を充実させるための外出			
	宿泊を伴う外出			
	その他の外出			

契約予定の 事業所	事業所 1			
	事業所 2			
利用資格を 確認できる 添付書類等	☐ 障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用中 ☐ 身体障害者手帳（写） ☐ 療育手帳（写） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（写） ☐ 精神障害を自由とする年金を現に受けていることを証明する書類（年金証書等の写し） ☐ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類（写） ☐ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）（写） ☐ 医師の診断書 ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証（写） ☐ 指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知書等（写） ☐ 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類（写）			
申請する 減免の種類	I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 ☐ 生活保護受給世帯 ☐ 市町村民税非課税世帯に属する者 ☐ 市町村民税課税世帯 （障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者			
■移動支援事業の利用決定及び利用者負担額の算定・決定にあたり、申請者及び申請者の属する世帯に関する住民基本台帳、課税等の状況、特別障害者手当等の受給状況、生活保護受給の有無、介護保険の利用状況、要介護認定調査結果を各関係機関に照会し、確認することについて同意します。 ■移動支援事業の実施にあたり必要があるときは、利用決定にあたり調査、確認した情報を香美市から移動支援事業所へ提示することに同意します。 ■「香美市移動支援事業の手引き」にある記載事項を確認し、遵守したうえで移動支援事業を利用します。				
申請者氏名 (本人署名又は押印)				
申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）			
氏 名		申請者との関係		

(2)香美市移動支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）

様式第2号（第6条、第16条関係関係）				
年 月 日				
香美市移動支援事業利用決定（却下）通知書 様 香美市長 香美市移動支援事業費実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。 記				
1 決定				
決定者	フリガナ		利用者番号	
	氏名		生年月日	
	居住地			
フリガナ			生年月日	
決定に係る児童氏名			続柄	
有効期間				
利用料負担	負担割合	1割（ただし、上限利用量の範囲内において）		
	月額上限負担額	円（ただし、標準利用量の範囲内において）		
	生活保護世帯を除き、標準利用量を超えた場合は月額上限負担額に関わらず超過分利用料の1割、上限利用量を超えた場合は超過分利用料全額を自己負担とする。			
利用量	区分		標準利用量	上限利用量
	社会通念上必要不可欠な外出、社会生活又は余暇活動を充実させるための外出、宿泊を伴う外出の合計利用時間（基本分）		時間／月	時間／月
	その他の外出の利用時間（特例分）			
上限管理事業者				
備考				
注意事項	1 本事業を利用する際には、この通知書を委託事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、香美市長にその旨を届出てください。			
2 却下				

(4)香美市移動支援事業利用変更（停止）届（様式第3号）

様式第 3 号(第 7 条関係)		年 月 日
香美市移動支援事業利用変更（停止）届		
香美市長 様		
		利用者番号
		届 出 者
香美市移動支援事業実施要綱第 7 条の規定により下記のとおり届け出ます。		
記		
届 出 内 容	申請内容の変更 ☐ 住所変更 ☐ 氏名変更 ☐ 支援の内容 ☐ そのほか	
	☐ 利用停止(停止理由： _____)	
変更となる項目についてのみ記載		
利 用 者	フリガナ	
	氏 名	
居 住 地	香美市	電話番号
	☐ 土佐山田町	
☐ 香北町		
☐ 物部町		
フ リ ガ ナ		
変更届出に係る児童氏名		
他の移動支援に係る福祉サービス利用の有無		☐ 居宅介護（通院等介助） ☐ 重度訪問支援介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 重度障害者等包括支援
他の入所型福祉サービス利用の有無		☐ 施設入所支援 ☐ 療養介護 ☐ 共同生活援助 ☐ 障害児入所支援
利用中の介護サービス		
変 更 す る 支 援 の 内 容	区分	内容（外出目的とその頻度、１回あたりの外出予定時間など）
	社会通念上必要不可欠な外出	
	社会生活又は余暇活動を充実させるための外出	
	宿泊を伴う外出	

上 限 管 理 事 業 所			
変更する 減免の種類	I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 ☐ 生活保護受給世帯 ☐ 市町村民税非課税世帯に属する者 ☐ 市町村民税課税世帯 (障害者:所得割16万円未満、障害児:所得割28万円未満) に属する者		
届出書提出者	☐ 届出者本人 ☐ 届出者本人以外（下の欄に記入）		
氏 名		届出者との関係	
住 所	〒 電話番号		

(5) 香美市移動支援事業利用変更（取消）決定通知書（様式第4号）

様式第4号（第7条、第8条関係）						
年 月 日						
香美市移動支援事業利用変更（取消）決定通知書 様 香美市長 香美市移動支援事業費実施要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。 記						
1 決定						
決定者	フリガナ		利用者番号			
	氏名		生年月日			
	居住地					
フリガナ			生年月日			
決定に係る児童氏名			続柄			
有効期間						
利用料負担		負担割合	1割（ただし、上限利用量の範囲内において）			
		月額上限負担額	円（ただし、標準利用量の範囲内において）			
		生活保護世帯を除き、標準利用量を超えた場合は月額上限負担額に関わらず超過分利用料の1割、上限利用量を超えた場合は超過分利用料全額を自己負担とする。				
利用量		区分	標準利用量	上限利用量		
		社会通念上必要不可欠な外出、社会生活又は余暇活動を充実させるための外出、宿泊を伴う外出の合計利用時間（基本分）	時間／月	時間／月		
		その他の外出の利用時間（特例分）				
上限管理事業者						
備考						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">注意事項</td> <td> 1 本事業を利用する際には、この通知書を委託事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、香美市長にその旨を届出てください。 </td> </tr> </table>					注意事項	1 本事業を利用する際には、この通知書を委託事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、香美市長にその旨を届出てください。
注意事項	1 本事業を利用する際には、この通知書を委託事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、香美市長にその旨を届出てください。					
2 却下						

(6)請求書

様式第5号(第15条関係)									
香美市地域生活支援事業請求書									
香美市長 様									
請求金額			百万			千			円
内 訳	令和		年		月分				
	請求給付名			明細書件数		金額			
	合計					0円			
上記のとおり請求します。									
請求日									
請求事業者	事業所番号								
	住所		〒 -						
	電話番号								
	名称								
	代表者職・氏名								
振込先	金融機関名					支店名			
	口座種別					口座番号			
	口座名義人(フリガナ)								
	口座名義人								

年 月分 香美市移動支援事業明細書兼提供実績記録票												
利用者番号			支給決定障害等氏名 (児童氏名)				負担上限月額					
区分	標準利用量	上限利用量	今月利用量	利用状況		担当者確認(署名又は押印)						
基本部分												
特例部分												
利用時間			利用 時間	区分	目的	出発地 帰着地	目的地	移動 手段	派遣 数	加算	経費	利用者 負担額
日付	開始 時間	終了 時間										
合 計												
								委託料				
枚中		枚目		委託事業所名								

移動支援事業実績報告書(個票)									
利用者番号			利用者確認 (署名又は押印)						
利用者氏名			利用者負担額						
支援者1 氏名			支援者2 氏名						
利用区分	☐ 基本 ☐ 特例	主な 利用目的							
出発地			帰着地						
利用開始日時	月	日	時	分	利用終了日時	月	日	時	分
原則、利用開始時間は出発時間、利用終了時間は帰着時間となります。 自宅等で移動に向けての準備等の支援がある場合は、支援開始時間の時間が利用開始時間となります。									
行程表									
時間	内容		支援内容 (移動手段)		備考				
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
※支援を中断した時間がある場合は、行程表の備考欄へその旨明記のこと。									